

青森県事業活動応援資金特別保証融資制度取扱要領

この要領は、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

1 融資対象の定義

- (1) 要綱2の「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。
(再チャレンジ枠)
- (2) 要綱2(3)の「廃業歴等のあるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 過去に自らが営んでいた事業を経営の悪化により廃止した経験を有するもの
 - イ 過去に経営の悪化により解散した会社の解散日において業務を執行する役員であったもの
- (3) 要綱2(3)の「廃業歴等のあるもので、起業に再チャレンジするもの」は、信用保証協会が求償権を有するものについては対象としない。（求償権消滅保証に該当するものを除く）

2 経営力向上割引

(融資条件)

- (1) 要綱3(3)における「割引適用要件」とは、融資を受けた者が、試算表及び資金繰り表（以下「試算表等」という。）を四半期毎に、各四半期の翌月末までに取扱金融機関に対して提出することをいう。（ただし、取扱金融機関の求めに応じて速やかに提出する場合を含むこととする。）
(割引適用除外)
- (2) 要綱3(3)の「割引適用要件を欠くに至った場合」とは、(1)による試算表等の提出を怠った場合（取扱金融機関が看過できない程度に提出が遅延した場合を含む。）及び提出した試算表等の内容に疑義があり、金融機関の指導に従わない場合をいう。
- (3) (2)の場合には、金融機関の判断により、要綱3(3)により、割引適用を除外するものとする。

3 報告

- (1) 信用保証協会は、毎月の保証状況について別紙様式により翌月の10日までに県に報告するものとする。
- (2) 信用保証協会は、保証料の補助（又は補給）を実施する市町村に係る毎月の保証状況について、翌月の10日までに当該市町村に報告するものとする。

(別紙様式)

令和 年 月 日

青森県経済産業政策課長 殿

青森県信用保証協会
会長

青森県事業活動応援資金特別保証融資制度の 保証状況について

このことについて、青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱 7 及び取扱要領 3 の規定により、下記のとおり報告します。

記

(単位：千円、%)

融資名	前月までの累計		() 月の実績		計 A		融資枠 B	達成率 A ÷ B
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
事業活動応援資金								
うち要綱 2(1)に係るもの								
うち要綱 2(2)に係るもの								
うち要綱 2(3)に係るもの								

(再掲)	前月までの累計		() 月の実績		計 A		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
保証料の補助（又は補給）を実施する市町村の補助対象							